

# 愛顔感動ものがたり魅力発信及び広報業務仕様書

## 1 業務名

愛顔感動ものがたり魅力発信及び広報業務

## 2 業務の目的

愛媛県では、本県が提唱する「愛顔（えがお）」を全国に広く発信し、本県の知名度向上と愛媛ファンの獲得につなげるため、「愛顔」にちなんだエピソード、写真、映像作品（愛顔感動ものがたり）を募集し、受賞作品を広く県内外に発信している。

本業務では、愛顔感動ものがたりの認知度が低い県外、若年層をメインターゲットとし、年間を通して広報を実施することにより、愛顔感動ものがたりの認知度向上及び本県の更なるイメージアップを図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 委託上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

### （1）愛顔感動ものがたり公式ホームページの管理運営

愛顔感動ものがたりに関する情報を一体的に発信するために令和6年度に開設した公式ホームページ（<https://egaokando.com/>）の管理・運営を行う。

#### 【留意事項】

- ・ブラウザは、一般的に普及しているブラウザ（Edge、Safari、GoogleChrome、Firefox等）の最新版に対応していること。
- ・PCだけでなく、スマートフォン、タブレット等からの閲覧にも最適化されていること。
- ・ホームページを構成する製品や技術は、W3C（World Wide WEB Consortium）が策定・公開している標準的な規格等に準拠するとともに、アクセシビリティに関しては、JIS X8341-3:2016に配慮するなど、国際標準もしくは業界標準に対応すること。
- ・利用者が、どのページにアクセスしているのかが分かりやすいように、各ページに統一したデザインのグローバルナビゲーションやパンくずリストなどを表示すること。
- ・利用者がホームページ画面を印刷した際、書式が崩れないように配慮すること。また、印刷に適したレイアウト表示すること。
- ・ホームページの成果を分析する上で、進捗を管理すべき各項目（ページビュー数、特定ページへの到達数等）及び数値目標（KPI）について設定すること。
- ・業務の効果測定のため、Google タグマネージャー及び GoogleAnalytics 等を導入し、業務に係るタグを設定すること。
- ・最新情報など随時更新が必要な項目については、HTML 等のホームページ作成に関する詳しい知識を持たない職員であっても編集できるように、簡易なマニュアルで操作できるコンテンツの編集管理機能（CMS）を設けること。
- ・作業手順等を記載したマニュアルを作成すること。また、必要に応じ、職員が行

う更新作業のサポートを行うこと。

- ・ウェブサイトの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）及び連絡体制を整備すること。
- ・定期的（最低月1回）な自動及び手動バックアップを行える体制を整備すること。
- ・障害が発生した場合に速やかにシステムを復旧でき、復旧するまでは一連の技術サポート（代替サーバの手配やバックアップを用いたデータ環境の復旧など）を提供できる体制を整備すること。
- ・ドメインは、県の所有とし、本県と協議の上、決定すること。
- ・サーバは、外部のデータセンター（日本国内に所在し、当該データセンターの運用事業者は、当該データセンターを対象に、ISO27001又は同等の認証を取得していること。）に設置されたセキュリティの高いサーバを受託者が用意する。当該サーバは、インターネットと常時接続していること。
- ・サーバ又はサーバとしての利用領域を第三者の利用領域と物理的又は論理的に分離すること。
- ・サーバ・システムの動作監視・運用監視、サーバ容量の監視を常時実施できる体制を整備すること。
- ・受託中に知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏えい、不正使用を行わないこと。当該契約が終了した後においても同様とする。
- ・外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないように、対策を講じること。また、OSの脆弱性を解消するために、常に最新のセキュリティーパッチを適用すること。
- ・ログインID及びパスワードによるアクセス制限は、次の全ての項目について対策を徹底し、パスワードを強固な文字列（大小文字、数字及び記号のランダム組み合わせ、最低8文字以上）にするとともに、継続的に短周期（最低でも年1回以上）でパスワード変更をすること。
  - サーバ自体の管理機能（ウェブ画面等）
  - ウェブコンテンツ更新機能（ウェブ画面）
  - サーバ管理上、有効化している全ての接続機器
- ・ホームページのサーバには、適正なウイルス対策を施し、対策案内を明確にすること。
- ・サーバ提供事業者、県等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的に確認すること。
- ・ウェブサーバに対するコンテンツ更新元の端末機、及び遠隔でサーバの管理操作をする端末機には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。

## （2）作品募集チラシの作成

作品募集を周知するため、県内公共施設や学校、カルチャースクール等に配布するPRチラシを作成する。

### ①作成種類

- ア．エピソード・写真部門
- イ．映像部門
- ウ．学生向け

### ②作成部数

- ア．20,000部
- イ．5,000部
- ウ．7,000部

③サイズ、紙質

A 4両面カラー、コート 73K 以上（ア、イ、ウ共通）

④納品方法

現物納品のほか、PDF、JPEG、イラストレータ形式のデータを納品すること。  
なお、各種広報媒体に掲載するためのデータ加工に適宜対応すること。

⑤納期

データ 令和 8 年 5 月 1 日（金）

現物 令和 8 年 5 月 8 日（金）

**（3）首都圏PRイベントの開催**

県外における愛顔感動ものがたりの認知度向上のため、PR イベントを開催する。

①日 程：令和 8 年 7～9 月の間で 1 日（作品募集期間にあわせて開催）

②場 所：東京都内（300 名程度収容可能なホール等とすること）

③出演者：県が指定する事業関係者（審査委員等） 等

④内 容：過去受賞作品の朗読、トーク 等

⑤その他：イベントの様子は YouTube でアーカイブ配信を行うこと

⑥業 務：

ア. イベントの企画・運営

イ. 実施運営マニュアル、進行台本の作成

ウ. 美術、音響、照明等のプランニング及び実施

エ. 出演者に対する出演交渉、連絡調整、出演に要する経費の支払

オ. 会場担当者との調整、会場（備品等含む）の使用に要する経費の支払

カ. 会場配置計画、図面の作成

キ. イベント当日の運営・進行管理

ク. 会場の設営・撤去

ケ. 各種広告媒体による広報

コ. 音楽著作権使用料等、音響使用に要する経費の支払

サ. インターネットによる動画配信

**（4）その他独自提案により実施する取り組み**

上記 5（1）～（3）のほか、本業務の目的を達成するために効果が見込まれる  
広報等がある場合は、愛媛県と協議の上、具体化し実施すること。

なお、SNS 広告等を実施する場合は、別記 1 「デジタルプロモーション実施時  
における留意事項」に留意すること。

**6 数値目標**

**（1）作品応募数**

エピソード、写真、映像各部門の作品応募数の目標値を設定すること。

なお、エピソード及び写真部門については、一般の部の作品応募数とする。

〈参考：直近 3 か年の応募数〉

・エピソード部門（一般の部）

R 7：646 作品 R 6：607 作品 R 5：582 作品

・写真部門（一般の部）

R 7：4,709 作品 R 6：5,454 作品 R 5：4,989 作品

・映像部門

R 7：28 作品 R 6：29 作品 R 5：55 作品

## (2) 愛顔感動ものがたり公式 Instagram フォロワー数

委託期間末日（令和9年3月31日）における Instagram のフォロワー数の目標値を設定すること。

〈参考〉

- ・愛顔感動ものがたり公式 Instagram (egao\_kando\_monogatari)
- ・令和5年3月開設
- ・フォロワー数 1,910 人（令和8年3月時点）

## (3) 愛顔感動ものがたり公式ホームページ閲覧数等

管理・運営するホームページの成果を分析する上で、進捗を管理すべき各項目（ページビュー数、特定ページへの到達数等）について、事業の認知度向上や応募作品数の増加につながることを意図した目標値を設定すること。

## 7 事業計画書及び報告書の提出

### (1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

### (2) 報告書

#### ①提出物

- ・実績報告書（A4版） 紙媒体、電子媒体 一式

#### ②提出期限

- ・令和9年3月31日（水）

## 8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

## 9 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

- ①成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- ②成果及び委託用務のために使用された県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保される。

### (2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 10 個人情報の保護

本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事

項」を遵守しなければならない。

おって、疑義がある場合は県に協議することとする。

## 11 その他

本仕様書に定めのない事項及び内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。